

## 【地区委員の費用弁償について】

費用弁償	月額	6,500円
	年額	<u>78,000円</u>

## 【補助員の活動費について】

活動費（1人当たりの年額6,000円×補助員数）

活動費の支給対象となる補助員数は、地区の実人数に関わらず、豊山町町政協力補助員設置要綱に基づき、以下のよう  
に算定しています。

### ◎ 補助員の算定式

地区世帯数（令和7年7月1日現在）50世帯までは  
5人とし、以降15世帯増すごとに1人増員とする。

端数世帯については、8世帯以上のときは1人増員と  
する。

※詳細は、資料2「令和7年度 地区補助員活動費支給明  
細」をご覧ください。